



係る予算の執行の適正化に関する法律案」をお願いしました大きな理由の一つになつておることは、申すまでもないことでございますが、そういうような趣旨でもお願いしておるわけでありまして、よろしくお願いしたいと思います。

○井上委員 国民の血税でございます。国の財政資金が、補助金の形でそれその事業に法令に基いて交付される、その場合不正な申請、使用をできるだけ適正、効率的にやらすということが必要であることは、申すまでもないことである。どうも私も現在の官僚の組織といひますか、行政組織といひものが、非常に横の連絡がなしに、おのの思い／＼の命令系統で、ばらばらなやり方でやられておるのじやないかと思ひます。そういうことで、補助金に對しての不正使用といふものが會計検査院の摘発するところとなつて、政府みづから本法律案の説明に申しておりますように、昭和二十七年年度の決算報告においても、不当支出千三百余件のうちで、その八割五分、千百余件といふものが補助金に関するものであるといふことがいわれておりますが、これらはいずれも事業費を過大に積算したり、あるいはまた設計通りの工事を行つていない、または二重の申請をやつて補助金の交付を受けておる、こういう実に驚くべきことが行われておるので、この乱脈きわまる補助金の交付を受ける事務的な系統について、もう少し適正な対策がとられなかつたならば、實際上補助金の適正な、効率的な使用はでき得ないことになりはしないかと思ひます。根本的には補助金の効率的な使

用についての国全体としての対策を講じる必要がありますが、それはいづれ大蔵大臣なり、あるいはまた政務次官なり主計局長が見えました場合に、よく検討いたしてみるつもりでございませうけれども、具体的に申しますと、たとえば農林関係の補助金について伺うところによると、新規事業に對する一応の計画と申しますか、立案といひますか、そういうものを府県の方から当該農地事務局というところに出して來まして、農地事務局が大体その計画その他について査定をいたしまして、そこでこれを政府の方に申請をする、政府がそれを認めました場合は、その事業自体は当該地方団体がその事業の施行の責任監督の立場に立たされます。今度はどこからお金が出るかといへば、お金は農地局長名で農地局から出る、こういうことになつておる。みなばらばらになつておる。こういうやり方をやつておることに、いろいろの問題が起つて來やせぬかと思ふ。だからもう少し補助金交付の命令系統と責任系統を明確にする必要がありはせぬかといふことが一つと、それから今あなたからもお話がございましたように、あまりにも新規要求が、いろいろ政治的な要素もございまして、多いために、ほとんど計画事業が年度内に完成をしない、いづれも継続事業になりまして、そのために当初の計画からさらに大きく實際は補助金を出して行かなかつたら事業全体が完成しない、つまり二年で解決するものが、三年も五年もかかる。そのために物価の上昇や人件費の値上りや、その他のいろいろな悪条件のために、追加しなければ工事が完成しない、こういう事態が至ると

ころに起つておる。こういう点に對して、全体の補助金についても少し根本的な検討をする必要がありはせぬか、こういうふうな考へております。それと實際この補助金額が非常に少いといひますか、いたずらに窓口ばかり広げて、件数ばかり多くして、当該事業に對する補助金額が非常に少い。そのために事業自体をやつて行かなかつたらぬ地方団体は、それにプラスした予算を持たなかつたらどうしても事業がでないために、實際は非常に無理をしておる実情にあるわけですね。全体の事業が認められまして、それに対する補助金額が確定をいたします。そういういたしますと、地方団体としましてはできるだけ早く工事を完成する方が有利でございまして、そのために相当の出費をしなければならぬという問題がそこ一つ起つて來るために、地方団体としては非常な問題をそこへ起して來るわけでありまして、これが一つ。

それからいま一つは、實際補助金額が非常に少くて、ほとんどそれが人件費に消えてしまふ。そういうのがたくさんございまして、事業自体の成果を見るときよりも、事業自体の成果を見るまでに消える人件費、調査その他計画等のためにすでに補助金の大部分が飛んでしまふ。一向成果が上つていないという事態がたくさんあり得るのじやないかと思ふのです。そういう点に對して大蔵省としてはどうお考えになりますか、その点をお伺いいたします。

○原政府委員 いろいろ問題の弊害の深いところにつきまして御指摘をいたしましたが、たいへんわれ／＼も同感する点の多い、常々悩んでおる問題でございます。主として御指摘になりましたのは三点ばかりあると思ひますが、まず第一の補助金の交付につきまして、関係省省ないし各省内の各係官というふうなもの連絡がよろしいかどうか、ロスが起きておるのじやないかという点につきましては、やはりそういう点がなきにしもあらずということをおわれ／＼は率直に感じております。特に補助金でよく大頭でありますところの治山治水、災害復旧というふうな面におきましては、農林、建設、運輸と、省が三つにわかれております。

〔内務委員長代理退席、淺香委員長代理席〕

そのために、率直に申して、予算の省間の配分におきましては、その間の価値比較といひますか、これが総合的な見地で行われるのが非常にむづかしいといふような事情がございまして、これは予算編成に関する大きなウェイトの置き方の問題でございまして、個々の予算の執行にあたりましては、二重に予算要求が出るというものは、多くの場合農林省の方でも農業用水であるといふ要求と、建設省の方においても河川の水はけであるといふふうにして要求するといふような、省を渡る場合が多いといふふうな思ひますので、御指摘のような点がいろいろあると思ひます。これは、たとえばそういう事業案に關します行政を、一省のもとに統一するといふような問題によつて解決するのが一番根本的なわけでありまして、これは行政機構の根本にからまるなか／＼大きな問題でありますので、現状におきましては、与えられた機構のもとで極力連絡をよくしますよう

に、たとえば先日来治山治水の審議会を中心としたしまして、そういう各省間の連絡、連絡を十分にするような動きを行政の運用として始めておるといふことを顯著な例として御報告申し上げる次第でございまして。

第二の工事の施行の責任者と申しますか、金の出し口と、それから管理の責任者とおしやいましたのは、金が出るのと工事をやるのと、というお話でございまして、要するにそういう金が出る口と、工事をやるのとの違い、また施行の責任者と管理の責任者との違いといふふうな、仕事の種類、同じ仕事の段階によつて主体がばたつと、うまく合つていないといふことのために、いろいろ問題があるといふのも事実でございまして。

〔淺香委員長代理退席、黒金委員長代理席〕

たとえば河川の下でどうも湿地帯である、この水を途中から暗渠をつくつて海に流すといふような場合に、その暗渠は河川の関連の工事として建設省になるのではありませんか、これは実際に湿地帯におけるたんぼの水はけをよくするためであつて、管理の面から言へば農林の農民に意を用いて管理をしてもらうといふのが一番いい管理の方法であります。ところがその辺がうまく行つてないようなことが率直に申してございまして。これは翻つて先ほど申した省の間に關する問題にもなるわけでありまして、行政機構全般の問題として十分深く研究をし、対策を講じて参りたいといふふうな考へております。

それから最後の絶花になつておるた

めに非常にロスが多い、そうして二年かかるのが四年、五年とかかり、それに比べて人件費に消えてしまふという点も、まさに先ほど申しました通り、われわれの非常に痛感しておるところでありまして、何割消えておるかということとはあまり精細に計算したことはございませんが、一年なり二年であれば比率はるかに下つて来るということがあると思ひます。経済的な速度でやれば、人件費に要する額はおそろく半減するというくらいのことはいさぐく簡単に申し上げられるのではないかと、私はこれは勘であります。考えます。それ以上には勘でありませうのは、やはり五年たつてできるならば、これは普通の経済人ならば、五年たつてできるもの、しかも二年間でできるものを今から金を出すというのはばかやから金を出して、その間は何か運用して利を生むといううなことにすれば、四年目には利を生んで、元金の金が百二十なり百三十なりになるわけで、工事も二割、三割よけいであるというところになりますので、そういうロスは実に大きなものであらうというふうに考えております。これを矯正したいというところは先ほど強く申し上げました通りで、今後その方針をやつて参りたいと思ひわけあります。

○井上委員 この補助金関係の資料を要求いたしましたところが、この本一冊全部補助金、負担金、交付金等の費目らしいのですが、これほどたくさん各項目ございしますが、実際この内容を一々調べておると、はたしてわれわれの国民の血税がわが国の産業経済、国民

生活に役立つ方向に効果を上げておるかどうかということになつて来ると、はなはだ私も疑問の点が多いのであります。そこで、これは国としてもそれぞれ当該所管省の要求に基いて必要な補助を出すことをおきめになつておると思ひますけれども、実際金額が小額にして、ただいま申し上げましたように、ほとんど人件費に消えてしまふというふうな実情から、各省とももう少し真剣に、国民の血税を使つておるという点を自覚をされてやらるべきだと思ひますが、ほんとうに成果を上げておるかどうかということの結果について、一向検討されてないじやないか。あなたのほうの大蔵省としては、この際小額の補助金は全部打切つてしまつて、もつと有効適切な重点的なものだけを出して、あとは地方財政をもう少し国としても確立したいとして、地方にどん／＼やらす、国としては、どうしてもやらなければならぬ主要な大きなものだけを上げる、たとえば災害復旧でありますとか、地方としてはどうにもならぬ大きな負担を予定されるものだけに限つては、国としても補助してあげるといふようにして、くだらなしいといつては失礼ですが、効果が上つていくか上つていないかわからぬような小額の補助は、この際一切整理するといふことの方がいいではないか、こゝういふふうに私は考えますが、大蔵当局としてはどういふふうにお考えになつておられますか。依然として従来のものは続けなければいけませんか。

○原政府委員 ただいまの御意見に全然賛成でございします。今回の予算編成におきましては、公共事業、食糧増産対策におきましては、大原則の一つとして群小工事を集約整理するために、一箇所百万円以下の補助金は認めないということにいたしました。なお災害復旧におきましても同じような問題がございします。こまかい工事にまで一々国が見て出すというのはいかか、こまかいのは地方の財源を包括的にあつたはきすることによつて、それでやらすというふうな方向に持つて行くべきであらうというふうに考えております。御質問というよりも、むしろ非常に力強い御意見であつて、ぜひその方向に持つて参りたいと思ひますので、どうかよろしくお願いいたします。と思ひます。

○井上委員 私の質問にえらい賛意を表されましたが、あなた自身としては事務当局として当然のことでありましたけれども、自由党内閣としてはなかなかそう簡単に行きませんまい。承るところによると、大蔵事務当局としては、この法案を通すのにもう少し活動的な動きをしないと、どうも善後未了にする危険がございします。よつて、これは自由党の方も、政治的な考慮からそういう動きがわれ／＼にはちよつと見受けられますから、もう少し積極的な働きかけをやらぬといけません。この法案の成立を私も望むわけでありまして、小額は、小規模災害等の復旧補助も、この際全部認めないという方針で行きたいといふことを申されたのですが、そうなりますと、例の災害復旧等の特例に関する法律案が先般国会を通りまして、小規模災害に対して、国はそれ／＼九割までは補助する、こゝういふことに法律はなつて

おるのです。ところが今度の予算には、小規模災害に対する一口三万円から十万円くらいのものについての補助金は全部打切られております。これはもちろん予算の範囲内ということがあります。まじやうが、そういふと、あなたのほうでそういう小額の補助は一切打切るといふのは、法律は法律として、公付されている法律を中心にした補助は行われなければならぬので、法律で定めてあるものを、予算の範囲内という言葉を隠れて小額補助を全部予算から削除するといふことになる。そういう方針をおきめになるなら、そういう法案を修正する法律案をあなたの方から出さぬと、法律ではきめてあるわけであつたかと思ひますが、この法律で定めてあります三万円までの小額補助はその通りに出すつもりで、そういうふうには予算も運用するつもりでおります。ただいま申し上げましたのは、将来の災害復旧制度についていづれその法律をお願いするといふようなときには、そういうようなことも考えてやりたい、なおそれさえもつづかなしにするといふのでなくて、災害があればやはり地方の財源は、それは別途めんどろを見て、ただ三万、四万といふような小さい復旧費を一々国が査定するといふ煩は避けて参るよつにしたといふことを、小額補助の整理といふことにかゝらめまして申し上げたわけ

でありますから、御了承いただきたいと思ひます。

○井上委員 ちよつと変なことを聞くんですが、そうしますと、昨年度の災害による小規模補助工事は予算上措置をしてあります。私の承るところによると、建設及び農林関係の災害補助のうち、小額補助は予算的措置がしてない、そこで地元からは、法律をたてにして、何とかやつてもらいたい、こゝういふ強い要望があつて、そこで大蔵当局の方も困つてしまつて、やむを得ないから、国が認めた災害復旧の補助事業のうちで、小額補助に一定の金額を使つてもよろしい。具体的に数字をはつきり覚えておりませんが、たとえば建設省の方では十五、六億ですか、何かそういう数字ですが、その範囲ならば、大規模の災害復旧事業の補助金のうちからはじき出して、それだけ小額の補助工事に使つてよろしい。そうすると、それは小規模の災害補助ではないわけですか。大規模の災害補助のうちから一定の金額をはじき出してやるから、それだけ大規模の災害復旧事業は遅れることになるわけですか。二十四、五億の小規模の補助要求がある。それに對して四億か五億だけは、大規模の方の補助事業のうちから一時使つておいてよろしい、こゝういふことであります、あなたの今おつしやるよつに、小額の補助事業に對しての国の補助を予算的に認めて行くといふ話ですが、ちよつとそこが違ふのです。どちらがほんとうですか。

○原政府委員 大体おつしやる通りであります。認めてないといふのではなくて、こゝういふことなのであります。

す。まず建設関係は、小規模の災害は昨年の特例法でも別段取上げることにいたしておりましたから、農林関係だけでございませう。農林関係は、十萬圓という通常の限度を三萬圓まで下げるといふことにいたしておりますが、これは予算編成の締切りまでに、実は農林省も現地在にたくさんあるもので、それから、その小規模の災害まで査定がついて来ないという状態になつたのであります。そこでやむを得ないから、それは基礎数字としては入らない。それ以外の十萬圓以上の数字を基礎にして予算は組もう。十萬圓以下のは額が非常に少いので、そしてまた予算も御存じの通り三・五・二と要望されますが、何年かかかつて復旧するといふことなんで、この総体の中で、こまかいのが出て来たならばやりくりしてやつてほしいという趣旨でやつたのであります。それが時間がだんだん進みまして、査定がついて参りましたので、そういうふうにして総体のわくの中でやつていただく。そういういたしますと、総体のわくが若干ふえるわけでありませう。復旧の割合がそれをのけたもので、たとえば四割なら四割、残事業の四割と思つておつたのが若干落ちることになります。その分は後の年度においてだんだん補填して参るといふことで各省にもお願いしておるよ

うな次第でございませう。

○井上委員 そうしますと、特例法はどういうことになりますか。あなたの方は、特例法はそういうことをきめてあつても金がないからやれぬ、こういうことですか。

○原政府委員 特例法はそのまま尊重して参るということでございます。決して失礼してしまふようなことはございませうから、安心していただきたいと思ひます。

○井上委員 なか／＼うまく逃げておられますが、さいぜん説明をされましたように、国会で災害復旧の特例法が制定されておる以上は、当然その法律に基く裏づけ予算を考えなければならぬ。ところが全体のわくがきまつておるので、その法律を全然無視するといふことになる問題が起すから、そこで十萬圓以上の大きな工事のうちから、つまみだけちよつとこちらへやつておけ、そうすれば一時政治的にはうまい追及をのがれることができる、こういうふうには私は直感をするわけですが、率直に申し上げておきますが、あなたの方で、国としてそういう小規模のものまで一々行き届いためんどうは見られぬというならば、法律を修正するなり、あるいはまたそういうものについて地方の財政をもう少し考へてあげて、地方に委任をさしてやらすといふような措置をおとりになるようにお考えを願ひなければならぬと思ひます。といふのは、ほんとうは日本の農地なり、農業施設というものは、御存じの通り三反百姓、五反百姓というように、農地が細分化されて、その農地が災害を受けました場合、まづたく生活の根拠を失ふことになるので、だからほんとうは、三萬圓から十萬圓くらいまでの小規模の災害の方

が、特に災害の一番起りやすい山間の農村方面においては非常に大きな打撃です。実際は平坦よりも山間地帯の方の災害が多いのです。その場合に、わずかねこのひたいくらい狭い土地が災害を受けるのであります。それを

復旧するのに農家の経済自身ではできないのです。また当該町村の財政においてもやり得ないのです。ほんとうはその小規模の災害の方が農家にとつては深刻でございますから、これの復旧に対して財政的な措置を何とか考へてやるというところでなかつたら意味をなさぬのです。そういう点に対してどうお考えになつておられますか。

○原政府委員 小災害につきまして、府県を間に立ててそれに委任のような形でやらすというアイデアにつきましては、先ほど申し上げたような形で、われわれはそれに類する将来の行き方を有力な案だと思つて考へておるのであります。なお小災害の復旧補助が非常に重要であるというお話、これはその通りであります。ただその程度等につきましては、やはり常に農家の負担力というものをとらへ合せて、十分慎重に考へなければならぬといふふうには存じておりました。歴史的には、かつては融資の利子補助で農地の復旧をやつておつたような時代もございました。だんだん戦後の窮乏の時代、また食糧不足の関係もありまして補助というふうな形になつて来ておるのであります。その辺は社会一般、ないしは農村における負担力及び被害の程度というふうなものをとらへ合せて、慎重に研究いたさなければならぬ問題であるといふふうには考へております。

○井上委員 私は補助金政策の根本問題について政府当局の意見をたゞしたいのですが、まだかんじんの政務次官も大臣も見えませぬ。従つてこれ以上質問をしても意義がありませんから、私は今日はこの程度にしておきたいと思ひますが、次会はこの法案を審

議する場合には、ぜひ大臣または政務次官の責任ある人の出席を要求したいと思ひます。特にこの際事務当局にお願いをしておきますが、これら補助金、負担金、利子補助等、国がわれわれの税金を出してやつております事業に対して、一体効果が上つておるかどうかといふことは、こが調べておるか、それが一つ。それから補助金を交付するにいつての時期が非常にばらばらで、その決定に非常にひまがいろいろある。たとえば予算は四月から執行に入りますが、寒冷地帯のごときは、雪が降り出したら仕事ができな。そういう事態から早く補助金を決定して、事業にかかるところはからなければならぬ。に、補助金交付の決定が非常に遅れるために、当該地方団体としては非常に困つておるわけですが、そういう決定の遅れるのはどこに原因しておるかといふことを、ひとつよくお調べ願ひつて、この次の機会に御答弁ができるようになつておきたいと思ひます。

○小川(書)委員 井上委員の言の通り、私も次会にはぜひ大臣の出席をいたしたい。同時に会計検査院からの出席を希望して、本日はやめておきます。

○黒金委員長代理 次に、国政調査承認要求の件についてお諮りいたします。補助金等にかかる予算の執行の適正化につきまして、当委員会において国政調査をいたしたいと存じますが、議長に対してこの承認方を要求いたします。つきまして、御異議はありませぬか。

○黒金委員長代理 御異議なしと認め

ます。よつてさうに決しました。なお承認要求等の手続につきましては、委員長に御一任を願ひます。なお小委員会設置の件につきましてお諮りをいたします。ただいま決定いたしました国政に関する調査が議長において承認され、当委員会において調査をいたすことになりまして、この調査に關する調査小委員会を設置いたしたいと存じますが、これに御異議はありませぬか。

○黒金委員長代理 御異議なしと認め

ます。よつてさうに決しました。なお承認要求等の手続につきましては、委員長に御一任を願ひます。なお小委員会設置の件につきましてお諮りをいたします。ただいま決定いたしました国政に関する調査が議長において承認され、当委員会において調査をいたすことになりまして、この調査に關する調査小委員会を設置いたしたいと存じますが、これに御異議はありませぬか。

昭和二十九年五月二十一日印刷

昭和二十九年五月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局